



学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

(2020.6.16 Ver.2)

はじめに

国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年6月5日事務次官通知）において、そのための学校運営の指針を示しました。

本マニュアルについては、同ガイドラインの考え方にに基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成したものです。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

最後に、本マニュアルは、令和2年6月16日時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

目 次

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について.....	4
1. 新型コロナウイルス感染症について	4
2. 地域ごとの行動基準	7
3. 設置者及び学校の役割	11
(1) 教育委員会等の役割.....	11
(2) 学校の役割	11
4. 家庭との連携	12
第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について.....	13
1. 児童生徒等への指導	13
2. 基本的な感染症対策の実施	14
(1) 感染源を絶つこと	14
(2) 感染経路を絶つこと	16
(3) 抵抗力を高めること	22
3. 集団感染のリスクへの対応	27
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	28
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	29
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	31
4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について	33
(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等	33
(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合	33
5. 出席停止等の取扱い	34
6. 教職員の感染症対策	35
第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について.....	36
1. 各教科等について.....	36
2. 部活動	38

3. 給食	39
4. 図書館	40
5. 清掃活動	41
6. 休み時間	41
7. 登下校	41
8. 寮や寄宿舎における感染症対策	42
9. 健康診断	43
第4章 感染が広がった場合における対応について	43
1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握	43
2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について	44
(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合	44
(2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応	45
3. 臨時休業の判断について	46
(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について	46
(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について	47
(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に 属すると特定された地域における臨時休業の考え方について	47
第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について	50
別添資料	
資料1. 関係法令抜粋	
資料2. (事務連絡)「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令 和2年5月21日)	
資料3. (事務連絡)「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和2年 5月22日)	
資料4. (事務連絡)「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に 基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」(令和 2年3月19日)	
資料5. (事務連絡)「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指 導等について」(令和2年5月13日)	
資料6. (文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中	

等教育局教育課程課長通知)「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和2
年5月27日)

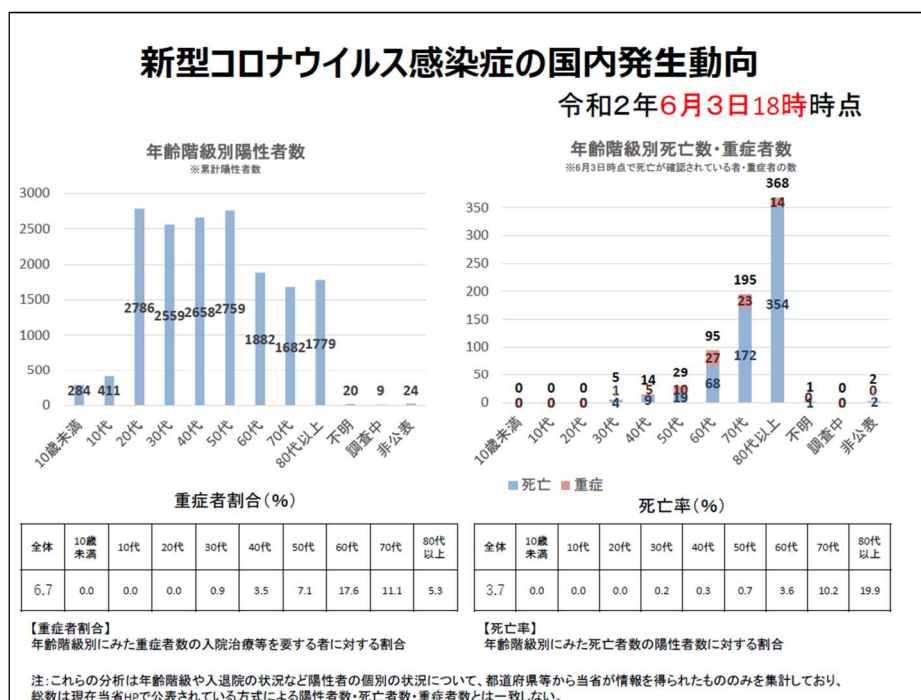
資料7.(保健教育指導資料)新型コロナウイルス感染症の予防

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

1. 新型コロナウイルス感染症について

我が国においては、国内での感染拡大の可能性があった初期である3月2日から政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、大部分の学校が5月末までの臨時休業を行いました。

新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合ともに小さいとされています。



出典：厚生労働省作成資料（同省ホームページ）

一方で、海外ではロックダウンによる休校、国内では学校は感染拡大初期から断続的に一斉休業が続いており、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていない状況にあります。

本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

感染者が確認された場合には、ただちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、感染者及び濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行います。

同時に、感染者や濃厚接触者である幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」とします。）が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □ 咳エチケットの徹底 □ こまめに換気
- 身体的距離の確保 □ 「**3密**」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □ 時差通勤でゆったりと □ オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □ 名刺交換はオンライン □ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

2. 地域ごとの行動基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」とします。）に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です¹。

例えば臨時休業は、緊急事態措置の際でも「一つの選択肢」であり、生活圏において感染者が発生していない場合や、生活圏内において感染がまん延している可能性が低い場合などについては、必ずしも実施する必要はありません（第 4 章参照）。

また、臨時休業を実施する場合、教育委員会は、都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細やかに対応することが必要です。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要です。このような考えから、5 月 14 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」とします）の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を下記のとおり作成しました。

感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。設置者及び学校においては、この行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

なお、この行動基準は、6 月 16 日時点における感染の状況を踏まえて作

¹ 4 月 1 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言では、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べられています。

成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことを予定しています。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2 m 程度 (最低 1 m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2 m 程度 (最低 1 m)	リスクの低い活動か ら徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1 mを目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

² レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

※ レベル１～３のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。

＜公立学校（大学以外）の場合の判断プロセスの一例＞

- ① 教育委員会は、地方自治体の衛生主管部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」（公益財団法人日本学校保健会が運営）を活用したりするなどして、地域の感染情報を収集する。



- ② ①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と地域区分について相談する。



- ③ 教育委員会は、首長（知事または市区町村長）とも地域区分について相談する。



- ④ 以上を踏まえ、地域区分を決定する。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月14日)から抜粋

- 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下3区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

- ① **特定（警戒）都道府県**：法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ
- ② **感染拡大注意都道府県**：都道府県において、**地域の感染状況をモニタリング**。「**新しい生活様式**」を徹底するとともに、必要に応じ、**法第24条第9項に基づき要請を行う**。
- ③ **感染観察都道府県**：引き続き感染状況をモニタリングするとともに、「**新しい生活様式**」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

	①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準	【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断。 【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。	特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。	新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。
基本方針	特指法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」（特定警戒においては、極力8割の接触機会の低減）で新規感染者数を劇的に抑えこむ。	感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が法第24条第9項に基づく協力要請を実施。	引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を継続。
外出	- 法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。 - 県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 - 不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	- 不要不急の①・②との県をまたぐ移動は避ける。 3密の場所への移動を徹底して避ける。
通勤	「出勤者数の7割削減」を目指す。 - 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等	在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進	必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
イベント	クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。	- クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛の要請等。 - それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。	- 一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 - それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 - 参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。
施設の使用制限	- 感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） - 公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。	- 都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 - クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 - 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	- 都道府県知事が、地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 - 一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。

3. 設置者及び学校の役割

(1) 教育委員会等の役割

地域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、以下の役割を担います。

- ① 地方自治体の衛生主管部局と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、感染拡大への警戒を継続するとともに、臨時休業の必要性等について判断します。
- ② 各学校の対応状況の把握や必要な物品の整備等衛生環境の整備や指導を行います。
- ③ 学校の感染事例を集約し、域内に改善策を周知するとともに、県・国が行う感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報を提供します。
- ④ 学校単位で連携しにくい機関（医師会・薬剤師会等）との広域的な対応のとりまとめや、設置者として、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行います。

(2) 学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒等の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

4. 家庭との連携

学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染³と言われています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、蔓延している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。

また、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

こうしたことについて、保護者の理解と協力を得て、ご家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いしたいと思います。また、PTA 等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。

³ 令和2年6月16日までに文部科学省に報告があった146件のうち、家庭内感染は約73.3%(107例)、学校約1.4%、その他約2.7%、不明約22.6%でした。

第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があります。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠です。

1. 児童生徒等への指導

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動です。学校生活を始めるに当たり、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを置く際の清潔なビニールや布等



文部科学省 HP 掲載

2. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の 3つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- ・ 感染源を絶つこと
- ・ 感染経路を絶つこと
- ・ 抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにします。

①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）。

この場合、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

②登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」⁴などを活用します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。これらの取組を行うためには、学校全体で体制を整備することが必要です。

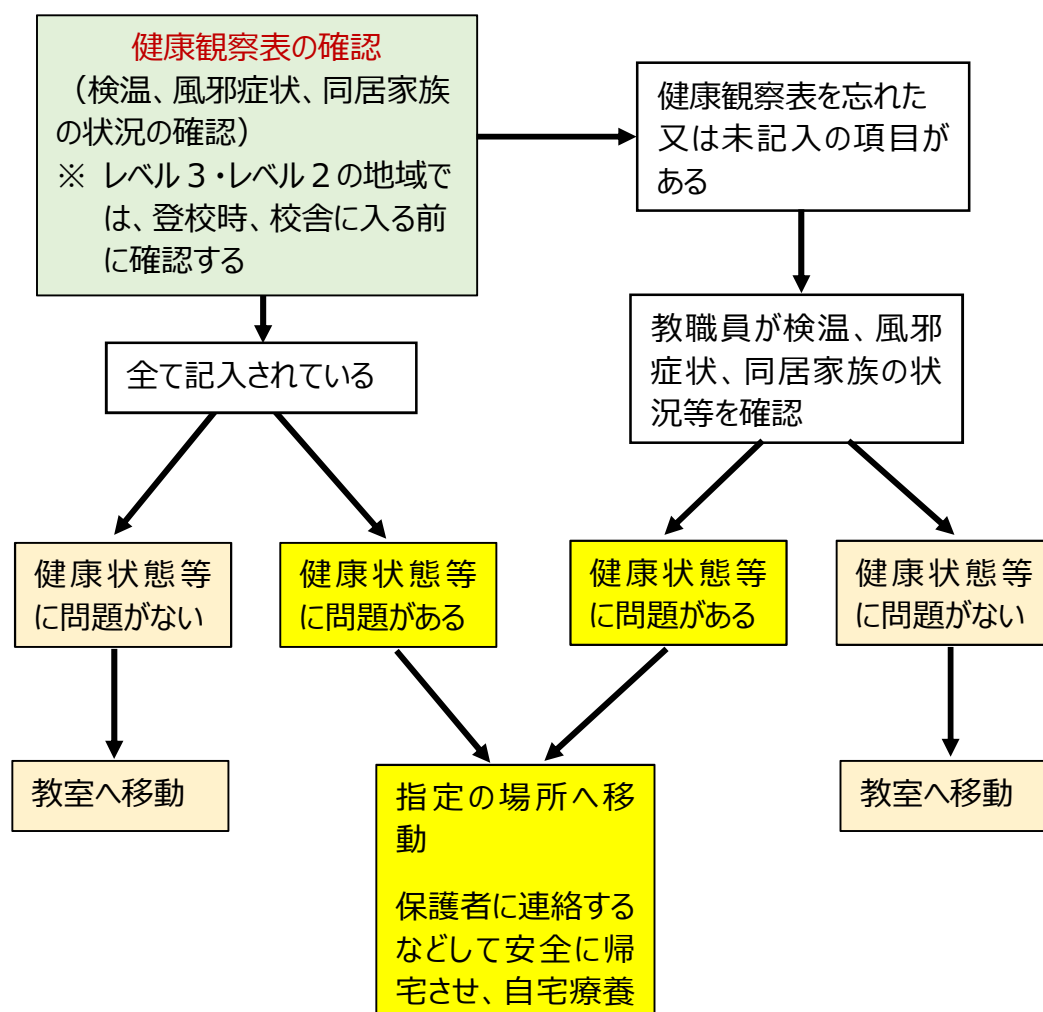
⁴ 「健康観察表」は、児童生徒等の朝晩の体温、体調、同居家族の状況、保護者のサイン等を記入し、登校時に持参します。

③登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒等が他の児童生徒等と接することのないようにします。

<健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）>



（２）感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなる。一方で、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果もある。

したがって、予防に努めることが重要である。（出典：厚生労働省ホームページ（Q&A））



（出典：厚生労働省ホームページ）

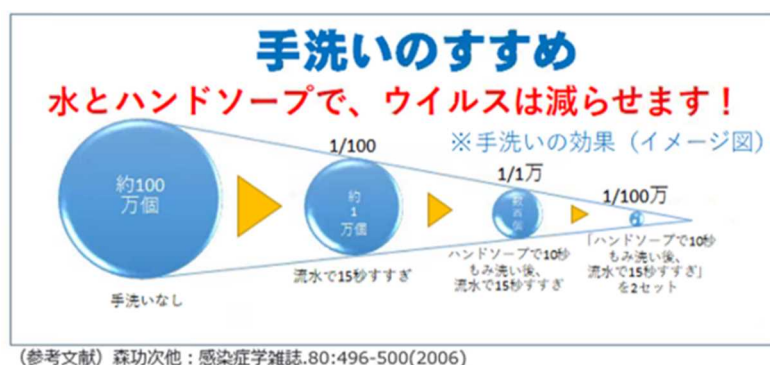
①手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

登校したら、まず手洗いを行うよう指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）



手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻を
かんだとき



給食（昼
食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを
触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの
前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③消毒

学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導します。

消毒を行うに当たっては、使用する製品の新型コロナウイルスへの有効性や安全性、使用方法等について、信頼できる情報源や取扱説明書等をよく確認の上、適切に行ってください。また、学校薬剤師等と連携することも重要です。

1) 日常的な消毒について

○消毒液等について

- 物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液⁵を使用します。また、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効です。
- 「次亜塩素酸水」は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なるものです。「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスに対する効果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において検証試験が継続中

⁵ 児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにしてください。

であり、現時点でまだ結論は出ていません。⁶

○消毒の方法について

- ・ 児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄します。
- ・ 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- ・ 換気を十分に行います。

○エタノールを使用する際の注意点について

- ・ エタノールを布等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させます。
- ・ 揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は故障や引火の原因になります。

○次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点について

- ・ 次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用します。なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要です。
- ・ 手指消毒には使用しないでください。
- ・ 色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属などには使用しません。
- ・ 非常にアルカリ性が高く、薄めた液でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後は必ず清潔な布等を用いてしっかり水拭きし、乾燥させます。
- ・ 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置

⁶ 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）「次亜塩素酸水に関すること QA」

<https://www.nite.go.jp/information/osirasefaq20200430.html>

きはしないようにします。

- ・ 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないでください。
- ・ 製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱ってください。

○次亜塩素酸水の噴霧について

- ・ 「次亜塩素酸水」を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性ともに、メーカー等が工夫して評価を行っていますが、確立された評価方法は定まっていないと言われています。メーカーが提供する情報、厚生労働省などの関係省庁が提供する情報、経済産業省サイトの「ファクトシート」などをよく吟味し、使用について判断するようお願いいたします。なお、児童生徒等の中には健康面において様々な配慮が必要な者がいることから、使用に当たっては、学校医、学校薬剤師等から専門的な助言を得つつ、必要性や児童生徒等に与える健康面への影響について十分検討して下さい。

○新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

- ・ 効果が確認された界面活性剤を使用している洗剤のリストが独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページで公開されています。
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)
- ・ 使用する際には、経済産業省及びNITE が作成したパンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」を参考としてください。
(<https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf>)

2) 感染者が発生した場合の消毒について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った

物品に対する消毒は不要とされています。⁷なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており⁸、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒の方法は 1) を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。



⁷ 【参考】国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」
(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>)

⁸ 【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1 「新型コロナウイルスについて 問1」より)

(参考) 消毒の方法等について

	消毒用エタノール	次亜塩素酸ナトリウム 消毒液	一部の界面活性剤※
使用方法	・ 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる	・ 0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・ 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用	【住宅・家具用洗剤】 ・ 製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 ・ 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする		
	・ 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・ 換気を充分に行う	・ 必ず手袋を使用（ラテックスアレルギーに注意） ・ 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・ 換気を十分に行う ・ 噴霧は絶対にしない ・ 児童生徒等には扱わせない	・ パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照（後掲）

※ 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。

洗剤のリスト：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ

(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)

(参考) 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
 ・換気をしてください。
 ・家事用手袋を着用してください。
 ・他の薬品と混ぜないでください。
 ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
 商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25 mL (商品付属のキャップ 1 杯) ※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から 3 ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10 mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
 表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>)

(参考) 新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

既に一部の試験機関では効果ありとされたもの
▶ 塩化ベンゼトニウム
▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
(更なる試験・検討を経て最終的な評価が行われます)

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

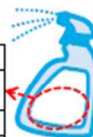
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミノオキシド)、香料等
特性	脂アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。



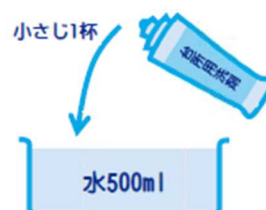
「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する
場合は、製品に記載された使用方
法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、
台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く
混ぜ合わせる。
（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどに
つけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われてい
るかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作っ
た溶液をしみこませて、液が垂れないよう
に絞る。汚れやウイルスを広げないように、
一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たった後、キッ
チンペーパーや布などで水拭きして洗剤を
拭き取る。特に、プラスチック部分は放置
すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

3. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

- ・ 換気の悪い密閉空間
- ・ 多数が集まる密集場所
- ・ 間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされます。



(1)「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談します。

①窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くならないように配慮します。

②体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

③ エアコンを使用している部屋

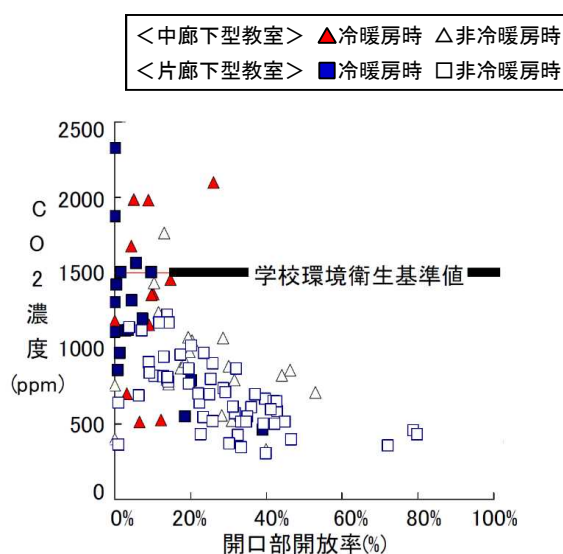
エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

(参考) 学校における窓・扉の開け方と換気の状態の例

右の図は、ある学校において、各クラスの時限毎の窓・扉の開放率（窓・扉の面積に対する開放部の面積比率）と二酸化炭素（CO₂）濃度との関係を、冷暖房使用の有無や教室の配置状況別に示したものです。

窓・扉の開放率が10%以下になると、CO₂濃度が学校環境衛生基準で規定している1500ppmを超えることが多くなっています。

（出典）学校における温熱・空気環境に関する現状の問題点と対策－子供たちが健康で快適に学習できる環境づくりのために－（日本建築学会、2015年3月）



(2)「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「3つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、レベル3及びレベル2の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

レベル1の地域では、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置を取ります。

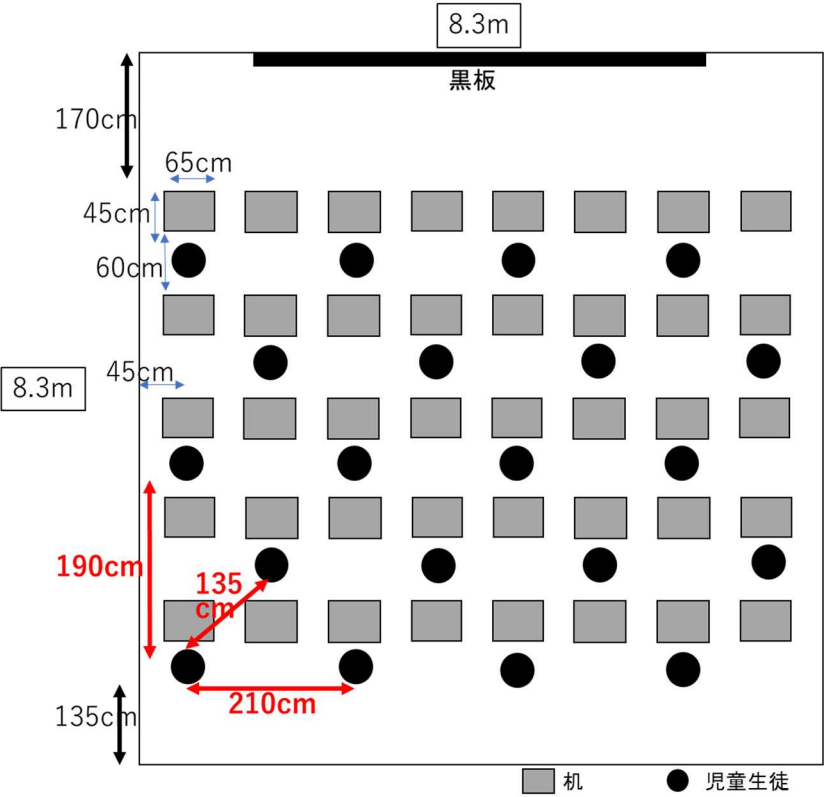
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

【レベル1地域】

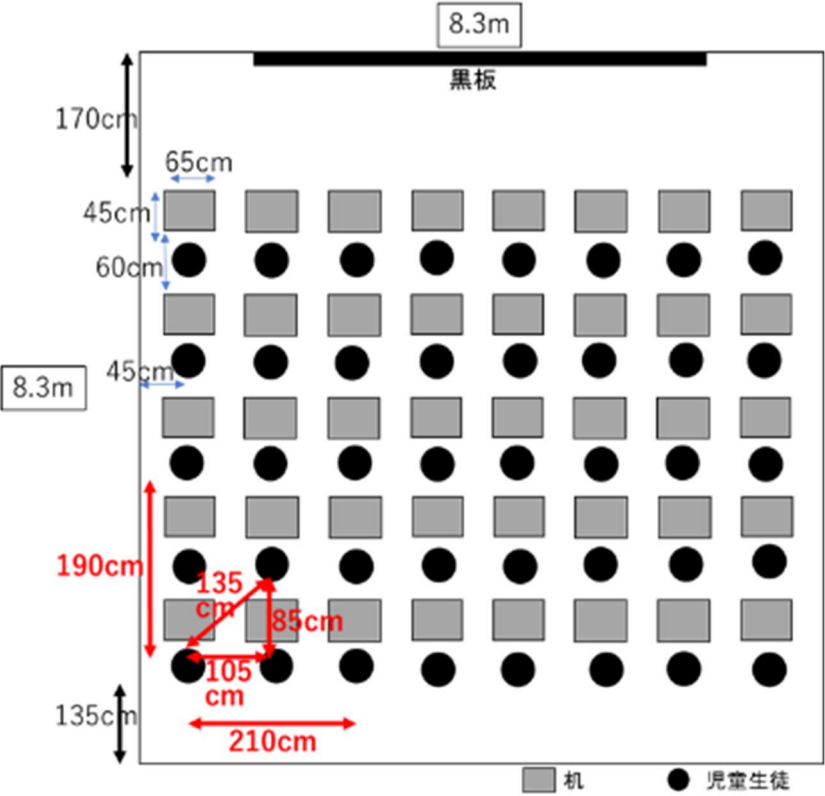
児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。これらはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。

(参考) レベル 2・3 地域 (1 クラス 20 人の例)



(参考) レベル 1 地域 (1 クラス 40 人の例)

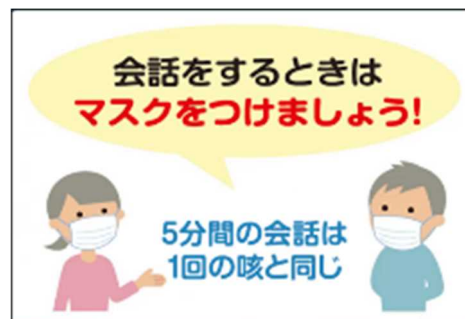


(3)「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はありません。



1) 十分な身体的距離が確保できる場合は、マスクの着用は必要ありません。

2) 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

※夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを外す場合には、できるだけ身体的距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させてください。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要です。

※児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導します。

※登下校中の対応については、「第3章 7. 登下校」を参照してください。

3) 体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。配慮事項等については別添資料2（事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を参照してください。

⁹ 別添資料6（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局教育課程課長通知「熱中症事故の防止について（依頼）」（令和2年5月27日））参照

(参考) 正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う



やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策みんなでできること（動画）

新型コロナウイルスから身を守る方法や他人にうつさないために心がけることをわかりやすく紹介する動画を公開しています。

マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。

タレントの鈴木福君と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

（検索方法）

・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

④手作りマスクの作成について

手作りマスクの作成方法については、文部科学省ホームページ上の「子供の学び応援サイト」も参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html



4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

（１）医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談します。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等¹⁰（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保などの観点から指導や介助等において必要となる接触などについて保護者に対し事前に説明することが重要です。

（２）保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。

¹⁰ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。

5. 出席停止等の取扱い

①出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ります。(第 4 章 2. (1) ②参照)

これに加えて、新型コロナウイルス感染症への対応として、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときに、同条に基づく出席停止の措置を取ります(第 2 章 2. (1) ①及び第 4 章 2. (2) 参照)。感染がまん延している地域(レベル 2 や 3 の感染状況の段階である地域)においては、同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられるときにも、出席停止の措置を取ります(第 2 章 2. (1) ①参照)。

②上記のほかに「欠席」の扱いとしない場合

医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合(第 2 章 4. (1) 参照) 及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合(第 2 章 4. (2) 参照) には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です(幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載)。

(参考) 出席停止等の取扱いについて

指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」として記録するもの	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止	・感染が判明した者 ・感染者の濃厚接触者に特定された者 ・発熱等の風邪症状がみられる者 ・（レベル2や3の地域において）同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる者
	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合	・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合 ・感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合

6. 教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用します。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。教職員が休みやすい環境を作ることも重要です。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしばること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられます。

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル3 地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

【レベル2 地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど別添2の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとしてください。
- ・ 水泳については、別添資料3の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日））を参照してください。
- ・ 教育委員会は、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」についての各学校における実施状況を把握し、仮に感染症対策が十分でないと判断する場合には、必要な指導・助言を行うとともに、地域内の他の学校にも注意喚起を行うこと。

【レベル1地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

なお、特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や

児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

2. 部活動

地域の感染状況に応じて以下の通り取り組みます。

【レベル3 地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

【レベル2 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要です。

【レベル1 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

(全体を通じての留意事項)

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の

趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。

- ・ 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・ 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・ 運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項（P37）を踏まえること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

以上のほか、文部科学省作成のQ & A¹¹で示している内容に留意すること。

3. 給食

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル3の地域にあっても、臨時休業期間中に工夫を凝らして取り組んでいる地方自治体の例¹²などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた

¹¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00025.html

¹² 別添資料5「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和2年5月13日事務連絡）

調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要です。

【レベル3 地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられます。それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられます。

また、持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討してください。¹³

【レベル2 地域】

通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応してください。

【レベル1 地域】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。

4. 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手

¹³ 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（2 文科初第 222 号令和 2 年 5 月 1 日）（抜粋）

（4）学校給食（昼食提供）の工夫について

（略）なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる

洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するように工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人日本図書館協会によって「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」¹⁴（令和2年5月14日公表）が作成されていますので、参考にしてください。

5. 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

6. 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要です。

【レベル3地域・レベル2地域】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施します。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【レベル1地域】

上記のレベル2以上の地域の取組を踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導します。

7. 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つ

¹⁴ http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307

の密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・ 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させます。
- ・ 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・ また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにします。
- ・ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- ・ 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

8. 寮や寄宿舎における感染症対策

学校の寮や寄宿舎における感染症対策については、本章までに述べた感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（5月14日公表、同21日一部改訂）¹⁵も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行ってください。また、登校前の健康観察についても、学校に協力して行うようにしてください。

¹⁵ <http://www.ryokan.or.jp/top/news/detail/298>

9. 健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和2年度は6月30日までに行う必要はありません）。3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- ・ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 部屋の適切な換気に努めること
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけること
- ・ 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。（別添資料4 事務連絡参照）

第4章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、加害者に人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握

基本的対処方針において、都道府県は、学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うこととされて

います。これを踏まえ、学校設置者は、都道府県等の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況を把握することが重要です。

現在、公益財団法人日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報システム」¹⁶（サーベイランスの仕組み）を積極的に活用し、同システムを利用することにより、周辺地域における児童生徒等の欠席状況等を把握し、教育委員会や保健所などと情報共有することが可能です。

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

（1）児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

①学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や学校設置者も協力してください。

なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とします。感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

¹⁶ 日本学校保健会が運営。 <http://www.syndromic-surveillance.com/gakko/index.html>

④ 校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒するようにします。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。¹⁷なお、物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており¹⁸、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒の方法は「第2章 2.（2）③消毒」を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

（2）学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。（この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

¹⁷ 【参考】 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」

(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>)

¹⁸ 【参考】 厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についていたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。」とされています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1 「新型コロナウイルスについて 問1」より)

3. 臨時休業の判断について

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。その後、校長は、感染した児童生徒等や、保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。感染者や濃厚接触者が教職員である場合は、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

これにとどまらず、学校の設置者が、学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合です。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当です。

このような判断は、一般的には次の事項を考慮して検討されます。

①学校における活動の態様

感染者が、学校内でどのような活動を行っていたか。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってきます。

②接触者の多寡

上記「①」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まります。

③地域における感染拡大の状況

地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

④感染経路の明否

学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。

一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられます。

（２）感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合があります。その際、設置者は、臨時休業の要否について、児童生徒等や教職員の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況により判断することが重要です。

レベル３の地域では、このように、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル１及びレベル２の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

なお、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

（３）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

特措法第 32 条第 1 項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることになります。

まず、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法 24 条 9 項に基づく施設の使用の制限や停止を求めること、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第 45 条第 2 項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委員会に対し、同法第 24 条第 7 項等に基づき必要な措置を講ずることの要請

をできるようになります。

また、特措法に基づかず、教育委員会に対して一般的な協力要請や、事実上の臨時休業の協力要請を行う場合もあります。

さらに、市町村においても対策本部が設置され、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、市町村本部長の実施する緊急事態措置に係る必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第36条第6項）。

いずれの場合でも、教育委員会は、地域や児童生徒等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を把握し、児童生徒等の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について地方自治体の首長と事前に十分相談するようお願いします。

また、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒等の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業

設置者は、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討。

一般には次の事項を考慮して検討。

- ・学校内における活動の態様 ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況 ・感染経路の明否

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

感染した児童生徒等や濃厚接触者の出席停止

＜児童生徒等＞

- ・感染者や濃厚接触者は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする

＜教職員＞

- ・感染者や濃厚接触者である場合には、出勤させない扱いとする

学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

レベル 1・2 の地域

レベル 3 の地域

生活圏内の状況が「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

右の要請がない場合でも

地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動の一律自粛を要請した場合

生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）におけるまん延状況を踏まえ、臨時休業の要否を判断

臨時休業の必要性は低い

分散登校等の実施

全面的な臨時休業の実施

※分散登校（任意）等により登校の機会を設ける工夫を行うことが期待される。

第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、

- ・ 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。
- ・ 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。

等の配慮等が考えられます。

2. 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、

- ・ 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくする拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
- ・ 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
- ・ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
- ・ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

等の指導上の工夫・配慮等が考えられます。

3. 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。

<本マニュアルに関する連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局健康教育・食育課(内2918、2976)
- 身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)
- 障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 教職員の勤務に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
 - ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 各教科の指導に関すること
 - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
 - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
 - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 学校図書館に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)
- 幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

本マニュアルは、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会」委員の協力を得て作成したものである。

(職名は令和2年4月現在)

(五十音順)

朝日 滋也	東京都立大塚ろう学校統括校長、全国特別支援学校長会会長
川越 豊彦	前東京都荒川区立尾久八幡中学校統括校長、 全日本中学校長会会長
喜名 朝博	東京都江東区立明治小学校統括校長、 全国連合小学校長会会長
佐藤 秀行	公益社団法人日本PTA 全国協議会会長
萩原 聡	東京都立西高等学校統括校長、全国高等学校長協会会長
橋本 幸三	京都府教育委員会教育長
道永 麻里	日本学校保健会副会長、日本医師会常任理事
吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会会長

【新型コロナウイルス感染症対策専門家会議関係者】

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
吉田 正樹	東京慈恵会医科大学感染症制御科教授
和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授

また、次の方々に本マニュアルの作成に際し、多大な御助言をいただいた。

菖蒲川 由郷	新潟大学大学院医歯学総合研究科 十日町いきいきエイジング講座・特任教授
東川 勝哉	公益社団法人日本PTA 全国協議会顧問